



はり・きゅう券を交付します

国民健康保険または後期高齢者医療の加入者を対象にはり・きゅう券を交付します。

はり・きゅう券は、1回の施術に600円の補助で、1年で30回までとなります。

交付希望者は、運転免許証やマイナンバーカードなどの本人

確認ができる証明書を持参の上、役場町民保健課または指江支所総合管理課までお越しください。

問い合わせ先

役場町民保健課国民健康保険係
☎(86)1157「直通」

国民健康保険の はり・きゅう券（見本）

No 1 - 1
長島町国民健康保険はり・きゅう受療券

見本 水郡長島町長 長島市 出雲郡 印旛町

- 本券の使用は、長島町国民健康保険が指定する、はり師・きゅう師に限り有効です。
- 受療のときは、本券と国民健康保険の資格が確認できるものを持参してください。
- 本券は、交付を受けた本人以外には使用できません。
- 本券による支給額は600円です。

国保記号番号	長国保
世帯主氏名	0
受療者名	0
生年月日	年月日
有効期限	令和8年3月31日
施術日	令和 年 月 日
施術者	

後期高齢者医療の はり・きゅう券（見本）

No 1 - 1
長島町後期高齢者医療はり・きゅう受療券

見本 水郡長島町長 長島市 出雲郡 印旛町

- 本券の使用は、長島町が指定する、はり師・きゅう師に限り有効です。
- 受療のときは、本券と後期高齢者医療被保険者証を持参してください。
- 本券は、交付を受けた本人以外には使用できません。（本人以外の人が使用すると詐欺罪になります。）
- 本券による支給額は600円です。

被保険者番号	0
受療者名	0
生年月日	年月日
有効期限	令和8年3月31日
施術日	令和 年 月 日
施術者	

高齢者元気度アップ地域活性化事業 ～地域包括支援センターだより～

町では、65歳以上の健康づくりやボランティアなどの社会参加を促進し、健康維持や介護予防への取り組みを図ることを目的とした3つのポイント事業を実施しています。

【事業の流れ】

- 長島町社会福祉協議会へ登録申請し、ポイントカードをもらう。
- 既に登録申請されている場合は、再度申請する必要はありません。
- 対象活動に参加し、ポイントをためる。
- 貯まったポイントは、毎年2月末に地域商品券に交換申請する。

○個人ポイント事業

1人あたり5千円を上限に実績に応じて商品券を配布。

○グループポイント事業

1グループあたり6万円を上限に、実績に応じて商品券を配布。

問い合わせ先・申請先

長島町社会福祉協議会
☎(86)0190「直通」

問い合わせ先

役場介護環境課地域包括係
☎(86)1153「直通」

①長島町ボランティアポイント事業

- 「ポイント付与対象となる活動」
- 高齢者の通いの場や介護保険施設などでの介護のお手伝い
 - 自宅で生活する高齢者などの生活に係るお手伝い
 - 町が認める介護分野の各種研修などを受講

②長島町個人ポイント事業

- 「ポイント付与対象となる活動」
- 町が実施する健康増進または介護予防に関する活動
 - 地域で行われている社会参加活動など、町が認めた活動
 - 老人クラブ、サロン、体操グループ、グラウンド・ゴルフグループなど

③長島町グループポイント事業

- 「ポイント付与対象となる活動」
- 互助活動ポイント
 - （高齢者を支援する活動、地域活性化の活動、町が認めた活動）
 - 子育て支援ポイント（子育て支援活動）
 - 子ども食堂ポイント
 - 地域デビューポイント
 - （新規設立グループや新たに高齢者が加入したグループに付与）



囲みの中の数字を空欄にあてはめて、計算式を完成させましょう。
※数字は一度ずつしか使うことはできません。

5 24 12 9 19 8 15

① □ - 3 + 8 = 24

② 55 - □ - □ = 34

③ 72 - □ + 4 = 52

④ □ × 6 - 13 = 35

⑤ □ ÷ □ + 17 = 20

【答え】 ① 19 ② 7 ③ 12 ④ 9 ⑤ 12 (12、9)